

平成26年 2 月17日開会

平成26年 2 月徳島県議会定例会議案

目 次

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 第 1 号 | 平成26年度徳島県一般会計予算 | 1頁 |
| 第 2 号 | 平成26年度徳島県用度事業特別会計予算 | 15 |
| 第 3 号 | 平成26年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算 | 17 |
| 第 4 号 | 平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算 | 19 |
| 第 5 号 | 平成26年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 | 21 |
| 第 6 号 | 平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算 | 23 |
| 第 7 号 | 平成26年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算 | 25 |
| 第 8 号 | 平成26年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算 | 27 |
| 第 9 号 | 平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算 | 29 |
| 第 10 号 | 平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算 | 31 |
| 第 11 号 | 平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算 | 33 |
| 第 12 号 | 平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算 | 35 |
| 第 13 号 | 平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算 | 37 |
| 第 14 号 | 平成26年度徳島県流域下水道事業特別会計予算 | 39 |
| 第 15 号 | 平成26年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算 | 41 |
| 第 16 号 | 平成26年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算 | 43 |
| 第 17 号 | 平成26年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算 | 45 |
| 第 18 号 | 平成26年度徳島県証紙収入特別会計予算 | 47 |
| 第 19 号 | 平成26年度徳島県公債管理特別会計予算 | 49 |
| 第 20 号 | 平成26年度徳島県給与集中管理特別会計予算 | 51 |
| 第 21 号 | 平成26年度徳島県病院事業会計予算 | 53 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 第 22 号 | 平成26年度徳島県電気事業会計予算 | 57頁 |
| 第 23 号 | 平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算 | 61 |
| 第 24 号 | 平成26年度徳島県土地造成事業会計予算 | 63 |
| 第 25 号 | 平成26年度徳島県駐車場事業会計予算 | 65 |
| 第 26 号 | 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について | 67 |
| 第 27 号 | 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について | 69 |
| 第 28 号 | 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について | 71 |
| 第 29 号 | 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の制定について | 73 |
| 第 30 号 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について | 75 |
| 第 31 号 | 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について | 77 |
| 第 32 号 | 災害による県税の減免に関する条例の一部改正について | 79 |
| 第 33 号 | 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について | 81 |
| 第 34 号 | 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について | 87 |
| 第 35 号 | 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 89 |
| 第 36 号 | 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について | 91 |
| 第 37 号 | 徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について | 93 |
| 第 38 号 | 徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について | 95 |
| 第 39 号 | 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について | 99 |
| 第 40 号 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について | 101 |
| 第 41 号 | 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について | 103 |
| 第 42 号 | 介護保険法施行条例の一部改正について | 105 |
| 第 43 号 | 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について | 107 |

| | | | | |
|---|----|---|---|-----|
| 第 | 44 | 号 | 民生委員定数条例の制定について…………… | 109 |
| 第 | 45 | 号 | 徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について…………… | 111 |
| 第 | 46 | 号 | 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について…………… | 113 |
| 第 | 47 | 号 | 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について…………… | 117 |
| 第 | 48 | 号 | 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について…………… | 119 |
| 第 | 49 | 号 | 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部改正について…………… | 121 |
| 第 | 50 | 号 | 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について…………… | 123 |
| 第 | 51 | 号 | 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について…………… | 125 |
| 第 | 52 | 号 | 徳島県県有林化等推進基金条例の制定について…………… | 127 |
| 第 | 53 | 号 | 徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について…………… | 129 |
| 第 | 54 | 号 | 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について…………… | 131 |
| 第 | 55 | 号 | 徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部改正について…………… | 133 |
| 第 | 56 | 号 | 徳島県都市公園条例の一部改正について…………… | 137 |
| 第 | 57 | 号 | 都市計画法施行条例の一部改正について…………… | 147 |
| 第 | 58 | 号 | いじめ防止対策推進法施行条例の制定について…………… | 149 |
| 第 | 59 | 号 | 徳島県立学校使用料，手数料徴収条例の一部改正について…………… | 155 |
| 第 | 60 | 号 | 徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について…………… | 157 |
| 第 | 61 | 号 | 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について…………… | 159 |
| 第 | 62 | 号 | 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について…………… | 161 |
| 第 | 63 | 号 | 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部改正について…………… | 163 |
| 第 | 64 | 号 | 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について…………… | 165 |
| 第 | 65 | 号 | 平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について…………… | 167 |
| 第 | 66 | 号 | 平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金の追加について…………… | 169 |

| | | |
|---------|-------------------------------------|------|
| 第 67 号 | 平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金の追加について | 171頁 |
| 第 68 号 | 徳島県県営住宅集約化PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について | 173 |
| 第 69 号 | 不動産の処分について | 175 |
| 第 70 号 | 権利の放棄について | 177 |
| 第 71 号 | 権利の放棄について | 179 |
| 第 72 号 | 包括外部監査契約について | 181 |
| 第 73 号 | 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について | 183 |
| 第 74 号 | 訴えの提起について | 185 |
| 報告第 1 号 | 訴えの提起に係る専決処分の報告について | 187 |
| 報告第 2 号 | 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について | 191 |
| 報告第 3 号 | 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について | 193 |

第 1 号

平成 26 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

平成26年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ477,703,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 1 県 | 税 | 千円 70,500,000 |
| | 1 県 民 税 | 27,896,835 |
| | 2 事 業 税 | 14,865,900 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 8,378,130 |
| | 4 不 動 産 取 得 税 | 1,357,895 |
| | 5 県 た ば こ 税 | 886,421 |
| | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 287,885 |
| | 7 自 動 車 取 得 税 | 499,398 |
| | 8 軽 油 引 取 税 | 6,041,794 |
| | 9 自 動 車 税 | 10,259,668 |
| | 10 鉦 区 税 | 1,382 |
| | 11 狩 猟 税 | 24,512 |
| | 12 旧 法 に よ る 税 | 180 |
| 2 地 方 消 費 税 清 算 金 | | 17,317,000 |

| | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------|
| | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 17,317,000 |
| 3 地 方 讓 与 税 | | 12,000,000 |
| | 1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税 | 10,058,000 |
| | 2 地 方 揮 発 油 讓 与 税 | 1,833,000 |
| | 3 石 油 ガ ス 讓 与 税 | 106,000 |
| | 4 航 空 機 燃 料 讓 与 税 | 3,000 |
| 4 地 方 特 例 交 付 金 | | 130,000 |
| | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 130,000 |
| 5 地 方 交 付 税 | | 145,000,000 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 145,000,000 |
| 6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | | 290,000 |
| | 1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 290,000 |
| 7 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 923,189 |
| | 1 分 担 金 | 275,340 |
| | 2 負 担 金 | 647,849 |
| 8 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 4,803,032 |
| | 1 使 用 料 | 3,225,782 |

| | | |
|-------------|--------------------------|------------|
| | 2 手 数 料 | 1,577,250 |
| 9 国 庫 支 出 金 | | 56,385,053 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 28,711,447 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 26,578,583 |
| | 3 委 託 金 | 1,095,023 |
| 10 財 産 収 入 | | 994,693 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 584,449 |
| | 2 財 産 売 払 収 入 | 410,244 |
| 11 寄 附 金 | | 100 |
| | 1 寄 附 金 | 100 |
| 12 繰 入 金 | | 93,053,919 |
| | 1 特 別 会 計 繰 入 金 | 61,268,411 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 31,785,508 |
| 13 繰 越 金 | | 1,000,000 |
| | 1 繰 越 金 | 1,000,000 |
| 14 諸 収 入 | | 15,539,014 |
| | 1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料 等 | 100,910 |

| | | | |
|------|-----|-------------------------|---------------|
| | | 2 県 預 金 利 子 | 13,663 |
| | | 3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入 | 4,050,000 |
| | | 4 貸 付 金 元 利 収 入 | 4,640,858 |
| | | 5 受 託 事 業 収 入 | 795,178 |
| | | 6 収 益 事 業 収 入 | 3,264,361 |
| | | 7 利 子 割 精 算 金 収 入 | 1,610 |
| | | 8 雑 入 | 2,672,434 |
| 15 県 | 債 | | 59,767,000 |
| | | 1 県 債 | 59,767,000 |
| | 歳 入 | 合 計 | 477,703,000 |
| 歳 出 | | | |
| | 款 | 項 | 金 額 |
| 1 議 | 会 費 | | 千円 951,175 |
| | | 1 議 会 費 | 951,175 |
| 2 総 | 務 費 | | 27,781,891 |
| | | 1 総 務 管 理 費 | 14,399,557 |

| | | | |
|--|---------|---------------|------------|
| | | 2 企 画 費 | 2,160,238 |
| | | 3 徴 税 費 | 2,491,673 |
| | | 4 市 町 村 振 興 費 | 3,380,169 |
| | | 5 選 挙 費 | 206,828 |
| | | 6 防 災 費 | 4,420,749 |
| | | 7 統 計 調 査 費 | 404,051 |
| | | 8 人 事 委 員 会 費 | 136,403 |
| | | 9 監 査 委 員 費 | 182,223 |
| | 3 民 生 費 | | 57,488,168 |
| | | 1 社 会 福 祉 費 | 41,719,919 |
| | | 2 児 童 福 祉 費 | 9,877,638 |
| | | 3 生 活 保 護 費 | 5,890,611 |
| | 4 衛 生 費 | | 25,113,478 |
| | | 1 公 衆 衛 生 費 | 5,506,344 |
| | | 2 環 境 衛 生 費 | 3,281,140 |
| | | 3 保 健 所 費 | 1,544,296 |
| | | 4 医 薬 費 | 5,647,008 |

| | | | |
|--|---------------|---------------|------------|
| | | 5 病 院 事 業 費 | 9,134,690 |
| | 5 勞 働 費 | | 6,403,133 |
| | | 1 勞 政 費 | 5,272,015 |
| | | 2 職 業 訓 練 費 | 1,018,724 |
| | | 3 勞 働 委 員 会 費 | 112,394 |
| | 6 農 林 水 産 業 費 | | 30,256,280 |
| | | 1 農 業 費 | 4,416,610 |
| | | 2 園 芸 費 | 727,492 |
| | | 3 畜 産 業 費 | 861,520 |
| | | 4 農 地 費 | 9,953,320 |
| | | 5 林 業 費 | 12,216,267 |
| | | 6 水 産 業 費 | 2,081,071 |
| | 7 商 工 費 | | 63,890,104 |
| | | 1 商 業 費 | 58,637,121 |
| | | 2 工 鉱 業 費 | 3,894,205 |
| | | 3 観 光 費 | 1,358,778 |
| | 8 土 木 費 | | 44,371,743 |

| | | | |
|----|-------|-----------------|------------|
| | | 1 土 木 管 理 費 | 4,669,784 |
| | | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 21,020,975 |
| | | 3 河 川 海 岸 費 | 10,778,836 |
| | | 4 港 湾 費 | 3,246,965 |
| | | 5 都 市 計 画 費 | 3,315,713 |
| | | 6 住 宅 費 | 1,339,470 |
| 9 | 警 察 費 | | 22,500,867 |
| | | 1 警 察 管 理 費 | 19,763,063 |
| | | 2 警 察 活 動 費 | 2,737,804 |
| 10 | 教 育 費 | | 85,556,482 |
| | | 1 教 育 総 務 費 | 11,750,943 |
| | | 2 小 学 校 費 | 26,525,903 |
| | | 3 中 学 校 費 | 15,705,578 |
| | | 4 高 等 学 校 費 | 20,896,715 |
| | | 5 特 別 支 援 学 校 費 | 7,555,227 |
| | | 6 社 会 教 育 費 | 2,044,122 |
| | | 7 保 健 体 育 費 | 1,077,994 |

| | | | | | |
|----|-----------|---------|-------------------------|-----------------------|------------|
| 11 | 災 害 復 旧 費 | | 9,796,520 | | |
| | | 1 | 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 1,394,770 | |
| | | 2 | 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 8,301,750 | |
| | | 3 | 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費 | 100,000 | |
| | 12 | 公 債 費 | | 84,791,199 | |
| | | | 1 | 公 債 費 | 84,791,199 |
| | 13 | 諸 支 出 金 | | 18,651,960 | |
| | | | 1 | 地 方 消 費 税 清 算 金 | 8,257,892 |
| | | | 2 | 利 子 割 交 付 金 | 252,296 |
| | | | 3 | 配 当 割 交 付 金 | 531,147 |
| | | | 4 | 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 394,591 |
| | | | 5 | 地 方 消 費 税 交 付 金 | 8,681,960 |
| | | | 6 | ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 201,733 |
| 7 | | | 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金 | 100 | |
| 8 | | | 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 332,128 | |
| 9 | | | 利 子 割 精 算 金 | 113 | |
| 14 | 予 備 費 | | 150,000 | | |

| | | |
|-----|---------|-------------|
| | 1 予 備 費 | 150,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 477,703,000 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------------|---|
| 総合情報通信ネットワークシステム再整備事業工事請負契約 | 平成 27 年 度 | 3,000,000千円 |
| 地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債） | 自 平成 26 年 度 至 平成 36 年 度 | 元金 1,449,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額 |
| 県債管理システム保守業務委託契約 | 自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度 | 1,000千円 |
| 自動車税納税通知書等作成業務委託契約 | 平成 27 年 度 | 10,000千円 |
| 社会保障・税番号制度税務システム改修業務委託契約 | 平成 27 年 度 | 80,000千円 |
| 社会保障・税番号制度システム整備事業業務委託契約 | 平成 27 年 度 | 30,000千円 |
| エコオフィス活動実績集計分析システム保守業務委託契約 | 自 平成 27 年 度 至 平成 30 年 度 | 2,000千円 |
| 地域医療再生計画事業に係る補助金交付指令 | 平成 27 年 度 | 940,000千円 |
| 公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約 | 平成 27 年 度 | 融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償 |

| | | |
|---|--------------------|--|
| 公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約 | 平成27年度 | 融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償 |
| 公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約 | 自平成27年度 至平成37年度 | 融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償 |
| 県営かんがい排水事業工事請負契約 | 平成27年度 | 20,000千円 |
| 基幹農道整備事業工事請負契約 | 平成27年度 | 100,000千円 |
| 広域営農団地農道整備事業工事請負契約 | 平成27年度 | 40,000千円 |
| 県営農道整備事業工事請負契約 | 平成27年度 | 5,000千円 |
| 農業水利施設保全合理化事業工事請負契約 | 平成27年度 | 30,000千円 |
| 国営付帯県営農地防災事業工事請負契約 | 平成27年度 | 30,000千円 |
| 公益社団法人徳島県林業公社の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約 | 自平成26年度 至平成76年度 | 融資額 218,737千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額 |

| | | |
|----------------------|----------------------|---|
| 徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証 | 自 平成27年度 至 平成36年度 | 融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証 |
| 徳島県土地開発公社の用地取得等契約 | 自 平成27年度 至 平成36年度 | 用地費, 補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額 |
| 街路事業工事請負契約 | 平成27年度 | 300,000千円 |
| 公園整備事業工事請負等契約 | 平成27年度 | 506,000千円 |
| 広域河川改修事業工事請負契約 | 平成27年度 | 50,000千円 |
| 総合流域防災事業工事請負契約 | 平成27年度 | 80,000千円 |
| 地震・高潮対策河川事業工事請負契約 | 平成27年度 | 80,000千円 |
| 海岸侵食対策事業工事請負契約 | 平成27年度 | 80,000千円 |
| 河川等災害関連事業工事請負契約 | 平成27年度 | 100,000千円 |
| 河川等施設災害復旧事業工事請負契約 | 平成27年度 | 1,000,000千円 |
| 道路局部改良事業工事請負契約 | 平成27年度 | 30,000千円 |
| 道路改築事業工事請負契約 | 平成27年度 | 320,000千円 |
| 緊急地方道路整備事業工事請負契約 | 平成27年度 | 900,000千円 |
| 橋りょう修繕事業工事請負契約 | 平成27年度 | 20,000千円 |
| 県単独港湾整備事業工事請負契約 | 平成27年度 | 50,000千円 |

| | | |
|------------------|--------|-----------|
| 港湾施設災害復旧事業工事請負契約 | 平成27年度 | 300,000千円 |
| 高校施設整備事業工事請負等契約 | 平成27年度 | 899,220千円 |
| 警察署整備事業工事請負等契約 | 平成27年度 | 208,080千円 |

第3表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------|-----------------|--------------------------------|---|--|
| 市町村振興事業 | 千円 2,151,000 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |
| 防災事業 | 3,200,000 | | | |
| 社会福祉事業 | 3,000 | | | |
| 環境衛生事業 | 10,000 | | | |
| 保健所事業 | 120,000 | | | |
| 農地事業 | 1,624,000 | | | |
| 林業治山事業 | 2,347,000 | | | |
| 水産事業 | 338,000 | | | |
| 土木管理事業 | 355,000 | | | |
| 道路橋りょう事業 | 6,764,000 | | | |
| 河川海岸事業 | 4,629,000 | | | |

| | | | | |
|---------------|------------|--|--|--|
| 港湾事業 | 831,000 | | | |
| 都市計画事業 | 879,000 | | | |
| 住宅事業 | 161,000 | | | |
| 警察関係事業 | 38,000 | | | |
| 教育総務事業 | 400,000 | | | |
| 高等学校整備事業 | 2,612,000 | | | |
| 特別支援学校整備事業 | 160,000 | | | |
| 土木施設災害復旧事業 | 3,052,000 | | | |
| 公用公共用施設災害復旧事業 | 93,000 | | | |
| 臨時財政対策債 | 30,000,000 | | | |
| 計 | 59,767,000 | | | |

第 2 号

平成26年度徳島県用度事業特別会計予算

平成26年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,015,103千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------|-----------------|
| 1 用 度 事 業 収 入 | | 千円 1,015,103 |
| | 1 財 産 収 入 | 200 |
| | 2 繰 越 金 | 121,702 |
| | 3 諸 収 入 | 893,201 |
| 歳 入 | 合 計 | 1,015,103 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| 1 用 度 事 業 費 | | 1,015,103 <small>千円</small> |
| | 1 用 度 事 業 費 | 1,015,103 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,015,103 |

第 3 号

平成26年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,576,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|---------|-----------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 収 入 | | 千円 2,576,037 |
| | 1 繰 越 金 | 1,082,167 |
| | 2 諸 収 入 | 1,493,870 |
| 歳 入 合 計 | | 2,576,037 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金 | | 千円 2,576,037 |
| | 1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金 | 2,576,037 |
| 歳 出 | 合 計 | 2,576,037 |

第 4 号

平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|---------|---------------|
| 1 都市用水水源費負担金収入 | | 千円 227,606 |
| | 1 繰 入 金 | 194,455 |
| | 2 諸 収 入 | 33,151 |
| 歳 入 合 計 | | 227,606 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|----------------------|---------------|
| 1 都市用水水源費負担金 | | 千円 227,606 |
| | 1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金 | 66,450 |
| | 2 正木ダム建設事業都市用水負担金 | 19,187 |
| | 3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金 | 141,969 |
| 歳 出 | 合 計 | 227,606 |

第 5 号

平成26年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|-------|---------------|
| 1 母子寡婦福祉資金収入 | | 千円 234,570 |
| | 1 繰越金 | 127,797 |
| | 2 諸収入 | 106,773 |
| 歳 入 合 計 | | 234,570 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 母子寡婦福祉資金貸付金 | | 千円 234,570 |
| | 1 母子寡婦福祉資金貸付金 | 234,570 |
| 歳 出 | 合 計 | 234,570 |

第 6 号

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,409,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|------------|-------------------|
| 1 中小企業・雇用対策事業収入 | | 千円 123,409,262 |
| | 1 使用料及び手数料 | 3,322 |
| | 2 財産収入 | 500 |
| | 3 繰入金 | 62,061,100 |
| | 4 諸収入 | 61,344,340 |

| | |
|---------|-------------|
| 歳 入 合 計 | 123,409,262 |
|---------|-------------|

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1 中小企業・雇用対策事業費 | | 千円 123,409,262 |
| | 1 中小企業・雇用対策事業費 | 123,409,262 |
| 歳 出 合 計 | | 123,409,262 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|----------------------|-------------|
| 企業立地促進事業に係る補助金交付指令 | 自 平成27年度 至 平成34年度 | 2,000,000千円 |

第 7 号

平成26年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ521,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------------|---------|---------------|
| 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入 | | 千円 521,315 |
| | 1 繰 越 金 | 144,101 |
| | 2 諸 収 入 | 377,214 |
| 歳 入 合 計 | | 521,315 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|----------------|---------------|
| 1 中小企業近代化資金貸付金 | | 千円 521,315 |
| | 1 中小企業近代化資金貸付金 | 521,315 |
| 歳 出 | 合 計 | 521,315 |

第 8 号

平成26年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成26年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|---------------|
| 1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入 | | 千円 132,593 |
| | 1 財 産 収 入 | 17,583 |
| | 2 繰 越 金 | 115,000 |
| | 3 諸 収 入 | 10 |
| 歳 入 | 合 計 | 132,593 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 徳島ビル管理事業費 | | 千円 132,593 |
| | 1 徳島ビル管理事業費 | 132,593 |
| 歳 出 | 合 計 | 132,593 |

第 9 号

平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|---------|--------------|
| 1 農 業 改 良 資 金 収 入 | | 千円 27,447 |
| | 1 繰 入 金 | 388 |
| | 2 繰 越 金 | 26,059 |
| | 3 諸 収 入 | 1,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 27,447 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 | | 千円 27,447 |
| | 1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 | 27,447 |
| 歳 出 | 合 計 | 27,447 |

第 10 号

平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|---------|---------------|
| 1 林 業 改 善 資 金 収 入 | | 千円 102,558 |
| | 1 繰 入 金 | 2,555 |
| | 2 繰 越 金 | 82,479 |
| | 3 諸 収 入 | 17,524 |
| 歳 入 | 合 計 | 102,558 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 林業改善資金貸付金 | | 千円 102,558 |
| | 1 林業改善資金貸付金 | 102,558 |
| 歳 出 | 合 計 | 102,558 |

第 11 号

平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------|---------------|
| 1 県有林県行造林事業収入 | | 千円 191,813 |
| | 1 財 産 収 入 | 79,952 |
| | 2 繰 入 金 | 111,641 |
| | 3 繰 越 金 | 100 |
| | 4 諸 収 入 | 120 |
| 歳 入 合 計 | | 191,813 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|--------------|---------------|
| 1 県有林県行造林事業費 | | 千円 191,813 |
| | 1 県有林県行造林事業費 | 191,813 |
| 歳 出 | 合 計 | 191,813 |

第 12 号

平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|---------|--------------|
| 1 沿岸漁業改善資金収入 | | 千円 81,162 |
| | 1 繰 入 金 | 1,160 |
| | 2 繰 越 金 | 39,390 |
| | 3 諸 収 入 | 40,612 |
| 歳 入 | 合 計 | 81,162 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|--------------|
| 1 沿岸漁業改善資金貸付金 | | 千円 81,162 |
| | 1 沿岸漁業改善資金貸付金 | 81,162 |
| 歳 出 | 合 計 | 81,162 |

第 13 号

平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,683,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 1 公用地公共用地取得事業収入 | | 千円 1,683,997 |
| | 1 財 産 収 入 | 961,416 |
| | 2 繰 入 金 | 720,000 |
| | 3 繰 越 金 | 2,281 |
| | 4 諸 収 入 | 300 |
| 歳 入 合 計 | | 1,683,997 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1 公用地公共用地取得事業費 | | 千円 1,683,997 |
| | 1 公用地公共用地取得事業費 | 1,670,584 |
| | 2 土地開発基金積立金 | 13,413 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,683,997 |

第 14 号

平成26年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ703,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|------------|---------------|
| 1 流域下水道事業収入 | | 千円 703,654 |
| | 1 分担金及び負担金 | 194,326 |
| | 2 国庫支出金 | 22,500 |
| | 3 繰入金 | 387,994 |
| | 4 諸収入 | 3,834 |

| | | | |
|---|-----|---|---------|
| | 5 県 | 債 | 95,000 |
| 歳 | 入 | 合 | 計 |
| | | | 703,654 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 | 額 |
|------------|----------------|---|---------------|
| 1 流域下水道事業費 | | | 千円 703,654 |
| | 1 旧吉野川流域下水道事業費 | | 703,654 |
| 歳 | 出 | 合 | 計 |
| | | | 703,654 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------|--------------|------------|---|--|
| 旧吉野川流域下水道事業 | 千円 95,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |

第 15 号

平成26年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成26年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,626,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|-------------------|-----------------|
| 1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入 | | 千円 6,626,450 |
| | 1 使 用 料 及 び 手 数 料 | 710,560 |
| | 2 財 産 収 入 | 251,299 |
| | 3 繰 入 金 | 1,086,000 |
| | 4 諸 収 入 | 13,591 |

| | | | | |
|---|-----|---|-----------|-----------|
| | 5 県 | 債 | 4,565,000 | |
| 歳 | 入 | 合 | 計 | 6,626,450 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 | 額 | |
|-------------------|----------------------|---|-----------------|-----------|
| 1 港 湾 等 整 備 事 業 費 | | | 千円 6,626,450 | |
| | 1 港 湾 等 整 備 事 業 費 | | 3,273,446 | |
| | 2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費 | | 155,000 | |
| | 3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費 | | 3,198,004 | |
| 歳 | 出 | 合 | 計 | 6,626,450 |

第2表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------------|-----------------|------------|---|--|
| 港湾等整備事業 | 千円 1,430,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |
| 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業 | 155,000 | | | |
| 空港周辺整備事業 | 2,980,000 | | | |
| 計 | 4,565,000 | | | |

第 16 号

平成26年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成26年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|-----------|--------------|
| 1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入 | | 千円 99,262 |
| | 1 財 産 収 入 | 840 |
| | 2 繰 越 金 | 42,167 |
| | 3 諸 収 入 | 56,255 |
| 歳 入 | 合 計 | 99,262 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|
| 1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費 | | 千円 99,262 |
| | 1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費 | 93,408 |
| | 2 借 上 公 共 賃 貸 住 宅 敷 金 運 営 費 | 5,854 |
| 歳 出 合 計 | | 99,262 |

第 17 号

平成26年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成26年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 奨 学 金 収 入 | | 千円 267,436 |
| | 1 国 庫 支 出 金 | 35,028 |
| | 2 財 産 収 入 | 965 |
| | 3 繰 入 金 | 14,833 |
| | 4 繰 越 金 | 32,835 |
| | 5 諸 収 入 | 183,775 |
| 歳 入 合 計 | | 267,436 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 奨 学 金 貸 付 金 | | 千円 267,436 |
| | 1 奨 学 金 貸 付 金 | 267,436 |
| 歳 出 | 合 計 | 267,436 |

第 18 号

平成26年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成26年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,996,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|-----------------|
| 1 証 紙 収 入 | | 千円 2,996,000 |
| | 1 証 紙 収 入 | 2,391,119 |
| | 2 繰 越 金 | 604,881 |
| 歳 入 合 計 | | 2,996,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------------|-----------------|
| 1 繰 出 金 | | 千円 2,996,000 |
| | 1 他 会 計 繰 出 金 | 2,996,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 2,996,000 |

第 19 号

平成26年度徳島県公債管理特別会計予算

平成26年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,981,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------|-------------------|
| 1 公 債 管 理 収 入 | | 千円 108,981,000 |
| | 1 繰 入 金 | 78,921,000 |
| | 2 県 債 | 30,060,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 108,981,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|-------------------|
| 1 公 債 費 | | 千円 108,981,000 |
| | 1 公 債 費 | 108,981,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 108,981,000 |

第2表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|------------------|--------------------------------|--------|--|
| 借換債 | 千円 30,060,000 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） | 年 5%以内 | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |

第 20 号

平成26年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成26年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,946,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|------------------|
| 1 給 与 振 替 収 入 | | 千円 29,946,981 |
| | 1 給 与 振 替 収 入 | 29,946,981 |
| 歳 入 | 合 計 | 29,946,981 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|------------------|
| 1 給 与 費 | | 千円 29,946,981 |
| | 1 給 与 費 | 29,946,981 |
| 歳 出 | 合 計 | 29,946,981 |

第 21 号

平成 26 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成26年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | |
|-------------------|-------------|-------|-------------|
| (1) 病 | 床 | 数 | 790床 |
| (2) 年 | 間 | 患 者 数 | |
| | 入 | 院 | 221,190人 |
| | 外 | 来 | 288,672人 |
| (3) 1 日 平 均 患 者 数 | | | |
| | 入 | 院 | 606人 |
| | 外 | 来 | 1,173人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | | | |
| | 病院増改築工事費 | | 882,175千円 |
| | 医療器械及び備品購入費 | | 2,311,453千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------------------|---|---|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第 1 款 病 院 事 業 収 益 | | | 21,009,250千円 |
| 第 1 項 医 業 収 益 | | | 17,624,312千円 |
| 第 2 項 医 業 外 収 益 | | | 3,384,938千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第 1 款 病 院 事 業 費 用 | | | 22,718,024千円 |
| 第 1 項 医 業 費 用 | | | 21,112,840千円 |

第2項 医 業 外 費 用 690,091千円

第3項 特 別 損 失 915,093千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額988,024千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,706千円及び過年度分損益勘定留保資金986,318千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 7,876,542千円

第1項 企 業 債 1,530,000千円

第2項 負 担 金 2,235,768千円

第3項 他会計からの借入金 4,000,000千円

第4項 補 助 金 110,774千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 8,864,566千円

第1項 建 設 改 良 費 3,206,446千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,375,043千円

第3項 他会計からの借入金償還金 4,283,077千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事 業 名 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |
|-------------|-------------|----------|-----------------|-----|---------------|
| 1 資 本 的 支 出 | 1 建 設 改 良 費 | 海部病院改築事業 | 千円 6,050,000 | 26 | 千円 353,000 |
| | | | | 27 | 4,055,000 |
| | | | | 28 | 1,642,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-----------------|------------|---|--|
| 病院整備事業 | 千円 1,530,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,977,981千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,660,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| | 種類 | 名称 | 数量 |
|------------|------|--------------|----|
| (1) 取得する資産 | 医療器械 | 内視鏡下手術支援ロボット | 一式 |
| | 備品 | 電子カルテシステム | 一式 |

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 26 年度 徳島県 電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成26年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|------------|----------|-------------------|
| (1) 供給電力量 | 水力発電所 | 326,300,000 k W h |
| | 太陽光発電所 | 4,749,000 k W h |
| (2) 建設改良工事 | 既設設備改良工事 | 1,094,319千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 | | 入 |
|---------------|-----|-------------|
| 第 1 款 事 業 | 収 益 | 3,489,479千円 |
| 第 1 項 営 業 | 収 益 | 3,232,341千円 |
| 第 2 項 附 帯 事 業 | 収 益 | 205,156千円 |
| 第 3 項 財 務 | 収 益 | 23,745千円 |
| 第 4 項 事 業 外 | 収 益 | 8,906千円 |
| 第 5 項 特 別 | 利 益 | 19,331千円 |
| 支 | | 出 |
| 第 1 款 事 業 | 費 用 | 3,253,944千円 |
| 第 1 項 営 業 | 費 用 | 2,996,214千円 |
| 第 2 項 附 帯 事 業 | 費 用 | 150,323千円 |
| 第 3 項 財 務 | 費 用 | 12千円 |
| 第 4 項 事 業 外 | 費 用 | 53,439千円 |
| 第 5 項 特 別 | 損 失 | 50,956千円 |

第6項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,130,998千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,940千円、中小水力発電開発改良積立金277,505千円及び過年度分損益勘定留保資金772,553千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 479,170千円

第1項 固定資産売却代 1,631千円

第2項 他会計長期貸付金返還金 477,539千円

支 出

第1款 資本的支出 1,610,168千円

第1項 建設改良費 1,094,319千円

第2項 投 資 515,849千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|--------|--------|--------------------|---------------|----|--------------|
| 1 事業費用 | 1 営業費用 | 坂州発電所大規模改良事業 | 千円 147,102 | 26 | 千円 73,551 |
| | | | | 27 | 73,551 |
| | | | | 28 | |
| | | 水力発電集中監視制御システム取替事業 | 531 | 26 | |
| | | | | 27 | 406 |
| | | | | 28 | 125 |

| | | | | | |
|---------|---------|--------------------|-----------|----|---------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 坂州発電所大規模改良事業 | 1,185,506 | 26 | 206,770 |
| | | | | 27 | 413,539 |
| | | | | 28 | 565,197 |
| | | 坂州橋架替事業 | 229,154 | 26 | 70,735 |
| | | | | 27 | 144,659 |
| | | | | 28 | 13,760 |
| | | 水力発電集中監視制御システム取替事業 | 433,080 | 26 | 82,953 |
| | | | | 27 | 282,580 |
| | | | | 28 | 67,547 |

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 坂州発電所取水口設備取替事業工事請負契約 | 平成27年度 | 60,670千円 |
| 川口発電所修理工場・予備電源設備室建替事業工事請負契約 | 平成27年度 | 69,666千円 |
| 川口ダムゲート制御装置取替事業工事請負契約 | 平成27年度 | 328,946千円 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 991,360千円 |
| (2) 交際費 | 118千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | |
|-------------|-------------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 32 | 吉野川北岸工業用水道 | 22 |
| | | 阿南工業用水道 | 10 |
| (2) 年間総給水量 | 65,451,800 ^{m³} | 吉野川北岸工業用水道 | 38,624,300 ^{m³} |
| | | 阿南工業用水道 | 26,827,500 ^{m³} |
| (3) 1日平均給水量 | 179,320 ^{m³} | 吉野川北岸工業用水道 | 105,820 ^{m³} |
| | | 阿南工業用水道 | 73,500 ^{m³} |
| (4) 建設改良工事 | | 吉野川北岸工業用水道改良工事 | 258,650千円 |
| | | 阿南工業用水道改良工事 | 41,577千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|---------|---|---|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 事業 | 収 | 益 | 1,168,409千円 |
| 第1項 営業 | 収 | 益 | 1,097,076千円 |
| 第2項 営業外 | 収 | 益 | 71,333千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 事業 | 費 | 用 | 1,094,840千円 |
| 第1項 営業 | 費 | 用 | 983,244千円 |
| 第2項 営業外 | 費 | 用 | 101,097千円 |
| 第3項 特別 | 損 | 失 | 10,499千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,486千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,227千円及び過年度分損益勘定留保資金73,259千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | |
|--------------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 380,009千円 |
| 第1項 固定資産売却代 | 9千円 |
| 第2項 他会計長期借入金 | 380,000千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 475,495千円 |
| 第1項 建設改良費 | 300,227千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 175,268千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 229,638千円 |
| (2) 交際費 | 16千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成26年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 2,923千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|---------------|--|-----------|
| 第1款 事業 収 益 | | 11,026千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 7,740千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 3,286千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 事業 費 用 | | 101,360千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 4,536千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 1千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | | 96,823千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----------------|--|----------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | | 33,077千円 |
| 第1項 他会計長期貸付金返還金 | | 33,077千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成26年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | |
|---------------|--|----------|
| 収 入 | | |
| 第1款 事 業 収 益 | | 82,070千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 80,031千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 2,039千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 事 業 費 用 | | 65,507千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 65,140千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 367千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,982千円は、過年度分損益勘定留保資金114,982千円で補てんするものとする。）。

| | | |
|-----------------|--|-----------|
| 支 出 | | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | | 114,982千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | | 4,100千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | | 10,882千円 |

第3項 投 資 100,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第二十六号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項のホ中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同表の二の項のニ中「八十二万円」を「八十三万円」に、「九十九万円」を「百一万円」に、「百十万円」を「百十二万円」に、「百四十万円」を「百四十二万円」に、「百六十四万円」を「百六十六万円」に、「三百八十五万円」を「三百八十八万円」に、「五百九万円」を「五百十万円」に改め、同項のホの①中「百十二万円」を「百十三万円」に改め、同ホの②中「百三十三万円」を「百三十四万円」に改め、同ホの③中「百四十八万円」を「百五十万円」に改め、同ホの⑤中「二百十二万円」を「二百十四万円」に改め、同ホの⑥中「四百三十三万円」を「四百三十五万円」に改め、同表の三の項のハ中「九万十円」を「九万二千円」に改め、同表の十四の項のニ中「九十五万円」を「九十九万円」に、「百六十五万円」を「百七十二万円」に、「三百十八万円」を「三百三十二万円」に、「三百八十九万円」を「四百六万円」に、「四百四十五万円」を「四百六十五万円」に改め、同表の二十一の項のイ中「四十一万円」を「四十三万円」に、「九十二万円」を「九十六万円」に、「百十六万円」を「百二十一万円」に、「二百八十三万円」を「二百九十五万円」に、「三百四十七万円」を「三百六十二万円」に、「四百万円」を「四百十七万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物の製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必

要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十七号

徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四中「第十七条の二の規定による試験の結果、必要があると認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第十七条の五とする。

一 第十七条の三の規定による試験の結果、必要があると認めるとき。

二 前条第一項の規定による立入検査等の結果、第十七条の二の規定に違反する行為があると認めるとき。

第十七条の三の見出しを「（立入検査等）」に改め、同条第三項中「第二項」の下に「及び第二項」を加え、「立入り等」を「立入検査等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「立入り等」を「立入検査等」に改め、「職員」の下に「（以下「とくしま食品表示Gメン」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

知事は、第十七条の二に規定する場合において飲食店営業者が食品に関する情報として表示した内容を確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、飲食店営業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらの者の事業所その他事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十七条の三に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

5 とくしま食品表示Gメンに関し、職務その他必要な事項は、規則で定めるところによるものとする。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（飲食店営業者の遵守義務）

第十七条の二 飲食店営業者（食品関連事業者のうち、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う者をいう。以下同じ。）は、消費者の適切な判断に基づき食品の選択に資するとともに、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）第二条第四号に規定するとくしまブランドその他の特定の地域の生産者等が供給する食品であつて、安全性が確保されていること、品質が優良であること等の特性により消費者に信頼感を与えているものに対する信頼を損なわないようにするため、使用する食品をメニュー等に表示する場合には、関係法令等に従い、当該食品に関する情報を適正に表示しなければならない。

第十八条の前に次の一条を加える。

（報告の拒否等に係る公表）

第十七条の六 知事は、飲食店営業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、飲食店営業者に正当な理由がないと認めるときは、飲食店営業者の氏名又は名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該飲食店営業者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

- 一 第十七条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十七条の四第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第七条の規定による知事の指示（食品のメニュー等の表示に関し、同法第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わないとき。

第三十二条第二号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の四第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

提案理由

飲食店における食品の偽装表示が相次いで発生している状況に鑑み、当該偽装表示を防止し、食品の信頼性の確保に資するため、メニュー等における食品の適正表示に関し、飲食店営業者の遵守すべき事項を明確化するとともに、立入検査等の規定を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

徳島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の制定について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する附属機関のうち、次の表の上欄に掲げる附属機関の委員の定数は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

| 名 称 | 附 属 機 関 | 定 数 |
|--------------|--------------------------------------|------|
| | 設 置 の 根 拠 と な る 法 律 | |
| 徳島県建設工事紛争審査会 | 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項 | 五人以内 |
| 徳島県建築士審査会 | 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十八条 | 六人以内 |
| 徳島県森林審議会 | 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第一項 | 八人以内 |
| 徳島県麻薬中毒審査会 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第二項 | 五人以内 |

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建設業法等の一部が改正されたことに鑑み、徳島県建設

工事紛争審査会等の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表六の項及び七の項中「海陽町」を「海陽町 藍住町」に改め、同表十五の項及び十六の項中「小松島市」を「小松島市 吉野川市」に改め、同表三十八の項に次のように加える。

3 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の販売の事業を行う者に対する電気用品の提出命令

第二条第二項の表六十の項中「藍住町」を「鳴門市 藍住町」に改め、同表七十三の項中「藍住町」を「那賀町 藍住町」に改め、同表中八十の項を八十一の項とし、七十九の項を八十の項とし、同表七十八の項中「小松島市」を「小松島市 吉野川市」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、同表七十六の項中「七十八の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表中七十五の項を七十六の項とし、七十四の項を七十五の項とし、同表七十三の項の次に次のように加える。

七十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可、同条第三項の規定による条件の付加、同条第三項の規定による届出の受理及び同条第四項の規定による国又は地方公共団体との協議
- 2 法第八条第一項の規定による許可の取消し若しくは許可に付した条件の変更又は必要な措置の命令並びに同条第二項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置等の代執行及び

吉野川市 那賀町

当該措置等をとるべき旨等の公告

- 3 法第九条第三項の規定による必要な措置の勧告
- 4 法第十条第一項の規定による土地所有者等に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令及び同条第二項の規定による制限行為をした者に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令
- 5 法第十一条第一項の規定による立入検査
- 6 法第十三条第一項の規定による届出の受理及び同条第二項の規定による通知の受理
- 7 法第二十六条の規定による報告の徴取（1から4まで及び6に掲げる事務に係るものに限る。）
- 8 条例第二条の規定による許可事項の変更の許可
- 9 条例第四条第一項の規定による行為の着手等の届出の受理及び同条第二項の規定による行為の休止等の届出の受理
- 10 条例第五条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 11 条例第六条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の五」を「百分の八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける行政財産の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

災害による県税の減免に関する条例の一部改正について

災害による県税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害による県税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による県税の減免に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「補てん」を「補填」に改め、「（昭和三十三年法律第二十六号）」の下に「第八条の四第一項の規定の例により計算した上場株式等に係る配当所得等の金額、同法」を加え、「株式等」を「一般株式等」に、「（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の金額又は租税特別措置法」を「の金額、同法第三十七条の十一第一項の規定の例により計算した上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に災害による被害を受けた者に係る事業税について適用し、同日前に災害による被害を受けた者に係る事業税については、なお従前の例による。

提案理由

租税特別措置法の一部が改正され、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が見直されたことに伴い、個人の事業税の減免を受けることができる災害被害者の合計所得金額の算定方法を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十八年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表の部分を次のように改める。

| 区 分 | 単 位 | 基 準 額 | |
|---------|-----|--------|---------------|
| | | 青 少 年 | 青 少 年 以 外 の 者 |
| 体育室 | 午前 | 二、七二〇円 | 五、四五〇円 |
| | 午後 | 三、三九〇円 | 六、七八〇円 |
| | 夜間 | 三、二九〇円 | 六、五八〇円 |
| インドア運動場 | 午前 | 三、八五〇円 | 七、七一〇円 |
| | 午後 | 五、一四〇円 | 一〇、二八〇円 |
| | 夜間 | 四、六二〇円 | 九、二五〇円 |
| 大会議室 | 午前 | 四、〇六〇円 | 八、一二〇円 |
| | 午後 | 五、四〇〇円 | 一〇、八〇〇円 |
| | 夜間 | 四、八三〇円 | 九、六六〇円 |

| | | | |
|-----------------------|----|--------|--------|
| 中会議室 | 午前 | 1,690円 | 3,390円 |
| | 午後 | 1,260円 | 4,510円 |
| | 夜間 | 1,000円 | 4,010円 |
| 第一小会議室及び第二小会議室（一室につき） | 午前 | 1,430円 | 2,870円 |
| | 午後 | 1,950円 | 3,900円 |
| | 夜間 | 1,740円 | 3,490円 |
| 第三小会議室及び第四小会議室（一室につき） | 午前 | 710円 | 1,430円 |
| | 午後 | 970円 | 1,950円 |
| | 夜間 | 870円 | 1,740円 |
| 音楽室 | 午前 | 1,330円 | 2,670円 |
| | 午後 | 1,790円 | 3,590円 |
| | 夜間 | 1,590円 | 3,180円 |
| 第一和室 | 午前 | 1,740円 | 3,490円 |
| | 午後 | 1,310円 | 4,610円 |
| | 夜間 | 1,050円 | 4,110円 |
| レクリエーションホール | 午前 | 1,100円 | 4,210円 |
| | 午後 | 1,770円 | 5,550円 |
| | 夜間 | 1,510円 | 5,030円 |
| IT学習室 | 午前 | 510円 | 1,010円 |
| | 午後 | 710円 | 1,430円 |
| | 夜間 | 610円 | 1,230円 |
| 小体育室 | 午前 | 1,640円 | 3,290円 |
| | 午後 | 1,210円 | 4,410円 |
| | 夜間 | 1,000円 | 4,010円 |

| | | | |
|--------------------|----|--------|---------|
| 第二和室及び第三和室（二室につき） | 午前 | 九二〇円 | 一、八五〇円 |
| | 午後 | 一、二三〇円 | 二、四六〇円 |
| | 夜間 | 一、二三〇円 | 二、二六〇円 |
| 調理台その他規則で定める設備及び用具 | | | 規則で定める額 |

別表その一の表の備考第二項及び第七項中「二万円」を「二万二百八十円」に改め、同表その三中「四百円」を「四百十円」に改める。

（徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「五〇〇円に」を「五二〇円に」に、「四、一八〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

（徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第三条 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八五〇円」に改める。

別表第二中「一、八二〇円」を「一、八七〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、五九〇円」に、「二六、九八〇円」を「二七、七五〇円」に、「二二四、八六〇円」を「二三〇、九九〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「四六、三〇〇円」を「四七、六二〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九六〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

（徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表その一を次のように改める。

その一

| 区 分 | | 基 準 額 | | |
|---------|-------|----------------|----------------|----------------------|
| | | （午前九時から午後五時まで） | （午後一時から午後五時まで） | （午後五時三十分から午後九時三十分まで） |
| ホ ー ル | 平 日 | 一七、五七〇円 | 一四、六三〇円 | 三〇、四六〇円 |
| | 休 日 等 | 二二、二八〇円 | 一八、二三〇円 | 三七、六三〇円 |
| 大 会 議 室 | | 二二、二〇〇円 | 一六、三五〇円 | 一九、〇一〇円 |

| | | | |
|---------------------------|--------|---------|-----------|
| 第一会議室 | 四、八二〇円 | 六、三三〇円 | 七、四七〇円 |
| 第二会議室から第六会議室まで (一室につき) | 四、二二〇円 | 五、四一〇円 | 六、五五〇円 |
| 第一楽屋から第七楽屋まで (一室につき) | 七九〇円 | 一、一三〇円 | 一、三五〇円 |
| 第八楽屋 | 五五〇円 | 六六〇円 | 七九〇円 |
| 第一控室から第三控室まで (一室につき) | 五五〇円 | 六六〇円 | 七九〇円 |
| 第一茶室及び第二茶室 (一室につき) | 一、〇〇〇円 | 一、二五〇円 | 一、四七〇円 |
| 第一和室 | 一、七一〇円 | 二、一七〇円 | 二、六二〇円 |
| 第二和室 | 二、五一〇円 | 三、二〇〇円 | 四、〇二〇円 |
| リハーサル室 | 八、〇四〇円 | 一〇、八三〇円 | 一三、〇二〇円 |
| 知事が別に定める施設及び演劇、音楽等の用具 | | | 知事が別に定める額 |

別表その二の表中「二六、二五〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、四一〇円」に、「五、二六〇円」を「五、四一〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六六〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、一一〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七八〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「八、一五〇円」を「八、三八〇円」に改める。

(徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例(平成十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「八、八〇〇円」を「九、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇九〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一九〇円」に改める。

(徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例(平成十八年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

(徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表その一の一の表中「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に、「四、九七〇円」を「五、一一〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六五〇円」に、「四、二二〇円」を「五、五七〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九九〇円」に、「八、二四〇円」を「八、四七〇円」に、「四、二二〇円」を「四、三二〇円」に、「八、五八〇円」を「八、八二〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、三二〇円」に、「二六、八四〇円」を「二七、三二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五四〇円」に、「二〇、五五〇円」を「二〇、八五〇円」に、「三三、〇五〇円」を「三三、六八〇円」に、「二七、四五〇円」を「二七、九四〇円」に、「三六、六三〇円」を「三七、六七〇円」に、「二二、三三〇円」を「二二、九二〇円」に、「四四、七七〇円」を「四六、〇四〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「五二、九二〇円」を「五四、四二〇円」に、「四六、五三〇円」を「四七、八五〇円」に、「九七、七〇〇円」を「一〇〇、四九〇円」に、「六、四六〇円」を「六、六四〇円」に、「二三、四四〇円」を「二三、八二〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二五〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一六〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五五〇円」に、「五、一八〇円」を「五、三二〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六四〇円」に、「九、三七〇円」を「九、六三〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に改め、同その一の二の表中「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に改め、同表その二の表中「一、六九〇円」を「一、七三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「八九〇円」を「九二〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に改め、同表の備考第八項中「五百六十円」を「五百七十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に依頼がなされている徳島県立保健製薬環境センターにおける成績書等の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立文学書道館の施設又は徳島県立中央武道館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の百七十七の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。）第一号に規定する診療報酬点数表（歯科以外の場合にあつては医科診療報酬点数表とし、歯科の場合にあつては歯科診療報酬点数表とする。）に定める点数により、それぞれ算定方法第二号に規定する方法をもつて」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第一項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣が定める基準により」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、手数料の額の適正化を図るとともに、保健所における結核健康診断の実施状況に鑑み、当該健康診断の実施による使用料及び手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十五の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表の八十一の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表の八十一の二の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同表の九十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|-------|
| 九十一の二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づき 厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 | 二千四百円 |
|---|-------|

別表第一の九十三の項中「（昭和二十三年政令第七十四号）」を削る。

別表第二中「の事務」を「及び九十一の二の項の事務」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の七十五の項、八十一の項及び八十一の二の項の改正規定は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、保育士試験

の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この案例案を提出する理由である。

第三十七号

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県地域自殺対策緊急強化基金の設置の期間を延長するとともに、使途の厳格化に基づき国からの返還の要請に鑑み、同基金について国に返還する場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例(平成十八年徳島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「八、七六〇円」を「九、〇二〇円」に、「二一、六六〇円」を「二一、九九〇円」に、「九、〇二〇円」を「九、二七〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二七〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九二〇円」に改める。

(徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十八年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分等を次のように改める。

| 区 分 | 基 準 額 | | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | (午前 九時 前 から) | (午後 一時 後 から) | (午後 六時 後 から) |
| 一〇一会議室 | 一、六四〇円 | 二、四六〇円 | 二、二六〇円 |
| 一〇二会議室(和室) | 一、五四〇円 | 二、〇五〇円 | 一、八五〇円 |
| 二〇一会議室 | 九二〇円 | 一、四三〇円 | 一、三三〇円 |
| 二〇二会議室 | 九二〇円 | 一、三三〇円 | 一、二三〇円 |

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 二〇三会議室 | 一、四三〇円 | 二、〇五〇円 | 一、九五〇円 |
| 二〇四会議室 (和室) | 一、三三〇円 | 一、六四〇円 | 一、五四〇円 |
| 二〇五会議室 (和室) | 一、三三〇円 | 一、六四〇円 | 一、五四〇円 |
| 三〇一会議室 | 一、九五〇円 | 二、七七〇円 | 二、六七〇円 |
| 四〇一会議室 | 四、九三〇円 | 六、五八〇円 | 五、九六〇円 |
| 四〇二会議室 | 一、四三〇円 | 二、〇五〇円 | 一、九五〇円 |
| 五〇一会議室 (和室) | 一、七四〇円 | 二、二六〇円 | 二、〇五〇円 |
| 視聴覚室 | 三、〇八〇円 | 四、三二〇円 | 三、九〇〇円 |
| ホール | 一四、五〇〇円 | 一九、三三〇円 | 一七、六九〇円 |
| 規則で定める用具 | | | 規則で定める額 |

(徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成十七年徳島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二のその一の表中「八、九〇〇円」を「九、一五〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、一三〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「七〇〇円」を「九〇〇円」に、「八〇〇円」を「七二〇円」「九二〇円」「八二〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇六〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一三〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、九一〇円」に改め、同表のその一の表中「五〇〇円」を「五二〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、同表のその三の表中「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同表の備考第五項中「十円」を「十二円」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立男女共同参画交流センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県診療所の設置及び管理に関する条例及び徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。)第一号に規定する診療報酬点数表(歯科診療以外の場合にあつては医科診療報酬点数表とし、歯科診療の場合にあつては歯科診療報酬点数表とする。)に定める点数により、それぞれ算定方法第二号に規定する方法をもつて」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十一条第一項及び第七十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣が定める基準により」に改め、同条第二項第一号中「千五百円」を「千五百四十円」に改める。

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。)第一号に規定する医科診療報酬点数表に定める点数により、それぞれ算定方法第二号に規定する方法をもつて」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣が定める基準により」に改める。

別表第二中「四百円」を「四百十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている徳島県出羽島診療所及び徳島県精神保健福祉センターにおける診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、手数料の額の適正化を図る等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保護者に係る変更の届出を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万分の九」を「十万分の四十四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第二条の二 法第四十七条第一項第一号の規定により条例で定める基準該当居宅介護支援に従事する従業者の員数及び基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準については、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第三十条において準用する同令第二十九条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第五条中「及び本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の省令第百四十条の二十五」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者の基準）

第五条の二 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者については、法第七十九条第三項（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第五条の三 法第八十一条第一項の規定により条例で定める指定居宅介護支援に従事する従業者の員数及び同条第二項の規定により条例で定める指定居宅介護

支援の事業の運営に関する基準については、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二十九条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第七条中「及び本文の規定によりその例によることとされる平成二十三年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第二条の規定による改正前の省令第六十一条」を削る。

第十四条中「二十四人以内」を「十二人以内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第十四条の二 法第百八十九条第三項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二ただし書及び第五条の三ただし書の規定は、この条例の施行の日前に整備した記録については、適用しない。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「から第二十条まで」を「から第二十一条まで」に改める。

第十一条中「及び第六号」を削り、第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第十二条第二項中「の目的」の下に「（県の区域外における販売又は授与の目的を含む。）」を、「所持した者」の下に「（薬事法第七十六条の四の規定に違反して、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者を除く。）」を加える。

第十三条第一項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第十一条第八号」を「第十一条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「及び第七号」を削る。

第二十条中「前三条」を「第十七条から前条まで」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十九条 第十一条第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

薬事法の一部が改正され、大臣指定薬物に係る規制が強化されたことに鑑み、知事指定薬物をみだりに使用した者等に対する罰則規定を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

民生委員定数条例の制定について

民生委員定数条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

民生委員定数条例

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

| 市 町 村 の 区 域 | 定 数 |
|-------------|------|
| 徳島市 | 五二〇人 |
| 鳴門市 | 一四三人 |
| 小松島市 | 八二人 |
| 阿南市 | 一九九人 |
| 吉野川市 | 一一六人 |
| 阿波市 | 一〇八人 |
| 美馬市 | 一一五人 |
| 三好市 | 一三六人 |
| 勝浦郡勝浦町 | 二六人 |
| 勝浦郡上勝町 | 一三人 |
| 名東郡佐那河内村 | 一四人 |

| | | |
|----------|--|-----|
| 名西郡石井町 | | 五五人 |
| 名西郡神山町 | | 三九人 |
| 那賀郡那賀町 | | 六三人 |
| 海部郡牟岐町 | | 二五人 |
| 海部郡美波町 | | 三九人 |
| 海部郡海陽町 | | 五二人 |
| 板野郡松茂町 | | 三一人 |
| 板野郡北島町 | | 三七人 |
| 板野郡藍住町 | | 五〇人 |
| 板野郡板野町 | | 三八人 |
| 板野郡上板町 | | 二九人 |
| 美馬郡つるぎ町 | | 四九人 |
| 三好郡東みよし町 | | 四〇人 |

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により民生委員法の一部が改正されたことに伴い、市町村の区域ごとの民生委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定の実技試験の実施に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成三年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、三五〇円」を「三、四四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、一八〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六八〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六六〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、四二〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、三四〇円」に、「三七、六〇〇円」を「三八、六七〇円」に、「三九、一〇〇円」を「四〇、二二〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「一〇、六五〇円」を「一〇、九五〇円」に改める。

別表第二中「四四、八五〇円」を「四六、一三〇円」に、「四五、七四〇円」を「四七、〇四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「三三、〇七〇円」を「三三、七二〇円」に、「四、五七〇円」を「四、七〇〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三〇〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

(徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和四十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「四百円」の下に「(期間が一年未満の訓練に係るものにあつては、四百十円)」を加える。

別表中「一〇、六八〇円」を「一〇、九八〇円」に、「一四、二四〇円」を「一四、六四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に改める。

(徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改める。

(徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例(平成五年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一七三、三〇〇円」を「一七八、二五〇円」に、「四三、三三〇円」を「四四、五五〇円」に、「二〇七、九六〇円」を「二二三、九〇〇円」に、「五一、九九〇円」を「五三、四七〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「三六、三〇〇円」を「三七、〇五〇円」に、「二二五、八九〇円」を「二二九、四八〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一五七、五〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に、「三九、四五〇円」を「四〇、五七〇円」に、「二八九、一〇〇円」を「一九四、五〇〇円」に、「四七、三〇〇円」を「四八、六五〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「五二、五〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に、「二五二、七九〇円」を「二五八、九八〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「七八、四九〇円」を「八〇、七三〇円」に、「一九、六七〇円」を「二〇、一三〇円」に、「九四、二九〇円」を「九六、九八〇円」に、「三三、六五〇円」を「二四、三三〇円」に、「二七、三三〇円」を「二七、八二〇円」に、「五、八二〇円」を「五、九七〇円」に、「八、七六〇円」を「九、〇一〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に、「七、一三〇円」を「七、三三〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六七〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七六〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、五〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇八〇円」に改める。

(徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例(平成十年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五九〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に改め、同その一の表の備考第三項中「三千円」を「三千八十円」に改め、同備考第四項中「五百円」を「五百十円」に、「四百円」を「四百十円」に改め、同表その二の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同その二の表の備考第二項及び第三項中「得た額」の下に「(その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)」を加え、同備考第四項中「千円」を「千二十円」に改める。

(徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県立瀧の道の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

（徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例の一部改正）

第七条 徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に改め、同表の備考第一項中「三千円」を「三千七十円」に改める。

別表第二その一の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請等がなされている徳島県立工業技術センターの施設（起業家支援室及び研究室（次項において「起業家支援室等」という。）を除く。）の利用又は設計等に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている起業家支援室等の利用に係る使用料については、平成二十六年四月分に限り、なお従前の例による。

（徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に出願がなされている徳島県職業能力開発校に係る証明手数料及び利用の許可を受けている徳島県立中央テクニカールの多目的ホール又は在職者訓練棟の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立産業観光交流センターの施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立あすたむらんど施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提

出す理由がある。

第四十七号

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「支援を行う事業並びに」を「支援等を行う事業、」に改め、「実施する事業」の下に「並びに賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業」を加える。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業等を実施するための所要の措置を講ずるとともに、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、当該基金の設置の期間を延長する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十の四の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表の三十の五の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部改正について

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日から施行する。

提案理由

農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表家畜保健衛生所の施設使用料の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表保健衛生に関する試験検査手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表初診料の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に改め、同表診療手数料の項を次のように改める。

診療手数料 昭和三十年農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一の家畜共済診療点数表により計算したB種の総点数に一〇円を乗じて得た額（当該家畜共済診療点数表の付表に記載されていない医薬品を使用した場合にあつては、当該額に当該医薬品の購入価格に相当する額を加えた額）

別表家畜去勢料の項中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表除角料の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表妊娠鑑定料の項中「五二〇円」を「五二〇円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「五二〇円」を「五二〇円」に改め、同表人工授精手数料の項中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表受精卵移植手数料の項中「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に改め、同表受精卵採取手数料の項中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、最近における動物用医薬品の開発状況に鑑み、診療手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「四六〇円」を「四七〇円」に改める。

(徳島県漁港管理条例の一部改正)

第二条 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の表中「五二五」を「五四〇」に、「二〇五」を「二〇八」に改め、同表の二の表中「六二円」を「六三円」に、「二二〇円」を「二二六円」に、「五二五円」を「五四〇円」に、「四二円」を「四三円」に、「五二円」を「五三円」に改める。

別表第二の一の表中「七八円」を「八〇円」に、「二二五円」を「二二八円」に改め、同表の二の表中「二二五円」を「二二八円」に、「三二五円」を「三二四円」に、「四二円」を「四三円」に、「五二円」を「五三円」に改める。

(徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「六百元」を「六百十円」に改める。

別表第一中

| |
|--------|
| 三、〇〇〇円 |
| 二、〇〇〇円 |
| 一、〇〇〇円 |

 を

| |
|--------|
| 三、〇八〇円 |
| 二、〇五〇円 |
| 一、〇二〇円 |

 に改める。

別表第二中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七九〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改める。

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和五十八年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「二二〇円」を「二三三円」に、「八三円」を「八五円」に、「五〇八円」を「五三三円」に、「三七七円」を「三八七円」に、「三四五円」を「三五四円」に、「三六円」を「三七円」に、「三三七円」を「二四三円」に改める。

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中「三四・六五円」を「三五・六四円」に、「三九・九〇円」を「四一・〇四円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び附則第四項の規定は、同年五月一日から施行する。

(徳島県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に届出をし、又は許可を受けている漁港施設の使用若しくは占用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に係る土砂の採取若しくは占用に係る使用料、占用料又は土砂採取料については、当該届出又は許可に係る期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に目的外使用の許可を受けている土地改良財産の使用に係る使用料については、当該目的外使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第五条の規定の施行の際現に使用の許可を受けている貯木場の使用に係る使用料については、当該使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十二号

徳島県県有林化等推進基金条例の制定について

徳島県県有林化等推進基金条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県有林化等推進基金条例

(設置)

第一条 本県の豊かな森林を守り育てるために実施する森林の県有林化等の推進に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県県有林化等推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

本県の豊かな森林を守り育てるために実施する森林の県有林化等の推進に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県県有林化等推進基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十三号

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例（平成二十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使途の厳格化に基づく国からの返還の要請があつたことに鑑み、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金について国に返還する場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の三の項中「二十二万円」を「二十二万六千円」に、「二十九万二千円」を「三十万千円」に、「三十三万五千円」を「三十四万五千円」に、「四十四万五千円」を「四十五万八千円」に、「八十二万二千円」を「八十三万五千円」に、「十五万三千円」を「十五万八千円」に、「十九万円」を「十九万五千円」に、「二十一万千円」を「二十一万六千円」に、「二十六万七千円」を「二十七万四千円」に、「四十四万九千円」を「四十六万千円」に改め、同表の三十三の五の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表の百の項中「四百円」の下に「（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の証明書の交付の申請に対する審査にあつては、四百十円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になされている申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査及び証明書の交付の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき申出に伴う建築基準関係規定に適合する

かどうかの審査等に係る手数料の額の適正化を図る等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十五号

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部改正について

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県法定外公共用財産管理条例等の一部を改正する条例

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正)

第一条 徳島県法定外公共用財産管理条例(平成十二年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第五項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「千五十円」を「千八十円」に改める。

(海岸法施行条例の一部改正)

第三条 海岸法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(河川法施行条例の一部改正)

第四条 河川法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料(その二)の表中「三、六七五円」を「三、七八〇円」に改める。

別表第二の注第四項及び別表第三の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(道路法施行条例の一部改正)

第五条 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正)

第六条 徳島県港湾施設管理条例(昭和三十二年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注第四項及び同表の二の表の注第四項中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表の三の表その一中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八五〇円」に、「三千三百円」を「三千三百九十円」に改め、同三の表その二中「八百円」を「八百二十円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表の四の表中「五三〇円」を「五四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九六〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九九〇円」に、「七、四五〇円」を「七、六六〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に、「九、七六〇円」を「一〇、〇三〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「二、二八〇円」を「二、六三〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六九〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五五〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一一、〇一〇円」に、「六、九三〇円」を「七、二二〇円」に、「一六、三八〇円」を「一六、八四〇円」に、「三三、一三〇円」を「三三、〇四〇円」に、「四九、一四〇円」を「五〇、五四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(港湾法施行条例の一部改正)

第七条 港湾法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注第三項及び同表の二の表の注第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び附則第六項の規定は、同年五月一日から施行する。

(徳島県法定外公共用財産管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている法定外公共用財産の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(海岸法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に許可を受けている海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内の土石の採取に係る占用料又は土石採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(河川法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に許可又は登録を受けている河川の流水の占用等に係る流水占用料等については、当該許可又は登録の期間中に限り、なお従前の例

による。

(道路法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に許可を受け、又は同意を得ている道路の占用に係る占用料については、当該許可又は同意の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第六条の規定の施行の際現に許可を受けている港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(港湾法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に許可を受けている港湾区域内の水域若しくは公共空地の占用又は港湾区域内の水域若しくは公共空地における土砂の採取に係る占用料又は土砂採取料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十六号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中「及び庭球場」を「庭球場及び詰所」に改める。

別表第一 徳島県鳴門総合運動公園の項中「健康トレーニング室 体力相談室」を「詰所 健康トレーニング室」に、「選手更衣室 休憩室」を「選手更衣室」に改める。

別表第二の一の表中「二三、八六五円」を「二四、二六二円」に、「二三六円」を「二四〇円」に改め、同表の二の表中「五六円」を「五八円」に、「三九円」を「四二円」に、「六五円」を「六六円」に、「四八円」を「四九円」に、「七四四円」を「七六五円」に、「三六円」を「三七円」に、「六一円」を「六三円」に、「三七六円」を「三八七円」に改め、同表の三の表中「六二八円」を「六四五円」に、「二、二五二円」を「二、二八六円」に、「六、二九〇円」を「六、四六九円」に改める。

別表第三のその一の1を次のように改める。

1 専用する場合

| 有料公園施設の種類の | 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|------------|---------------|-----|---------|
| | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 三八、二八〇円 |
| | | 一日 | 五〇、八五〇円 |
| | 生徒等 | 半日 | 二、九三〇円 |
| | | 一日 | 四、五一〇円 |

| | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|---------------|----------|----------|
| 野球場 | 入場料を徴収する場合 | その他の者 | 半日 | 五、五五〇円 | |
| | | | 一日 | 八、五二〇円 | |
| | | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 三八二、一四〇円 | |
| | | | 一日 | 五〇八、六八〇円 | |
| | | 生徒等 | 半日 | 五、二九〇円 | |
| | | | 一日 | 七、一三〇円 | |
| | その他の者 | 半日 | 一、二四〇円 | | |
| | | 一日 | 一四、一〇〇円 | | |
| | 陸上競技場 | 入場料を徴収しない場合 | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 一一、九五〇円 |
| | | | | 一日 | 一四三、三八〇円 |
| | | | 生徒等 | 半日 | 七、一三〇円 |
| | | | | 一日 | 八、九二〇円 |
| その他の者 | | | 半日 | 一三、三九〇円 | |
| | | | 一日 | 一八、六七〇円 | |
| 入場料を徴収する場合 | | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 四二〇、六八〇円 | |
| | | | 一日 | 五五九、四四〇円 | |
| | | 生徒等 | 半日 | 一一、五三〇円 | |
| | | | 一日 | 一七、七三〇円 | |
| | | その他の者 | 半日 | 四二、〇六〇円 | |
| | | | 一日 | 五五、九四〇円 | |
| 入場料を徴収しない場合 | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 一七、七七〇円 | | |
| | | 一日 | 四二、五八〇円 | | |
| | 生徒等 | 半日 | 一、七〇〇円 | | |
| | | 一日 | 三、六一〇円 | | |

| | | | | | |
|-------------|------------|---------------|---------------|----------|---------|
| 第二陸上競技場 | 入場料を徴収する場合 | その他の者 | 半日 | 五、五五〇円 | |
| | | | 一日 | 八、五二〇円 | |
| | | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 一一、〇八〇円 | |
| | | | 一日 | 一七〇、三三〇円 | |
| | | 生徒等 | 半日 | 五、四二〇円 | |
| | | | 一日 | 七、二二〇円 | |
| | その他の者 | 半日 | 一、一〇〇円 | | |
| | | 一日 | 一七、〇三〇円 | | |
| | 球技場 | 入場料を徴収しない場合 | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 五七、九〇〇円 |
| | | | | 一日 | 八九、一二〇円 |
| | | | 生徒等 | 半日 | 五、五六〇円 |
| | | | | 一日 | 八、五六〇円 |
| その他の者 | | | 半日 | 一、五八〇円 | |
| | | | 一日 | 一七、八二〇円 | |
| 入場料を徴収する場合 | | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 二〇〇、三六〇円 | |
| | | | 一日 | 三〇八、三六〇円 | |
| | | 生徒等 | 半日 | 九、六二〇円 | |
| | | | 一日 | 一四、八二〇円 | |
| | | その他の者 | 半日 | 二〇、〇三〇円 | |
| | | | 一日 | 三〇、八三〇円 | |
| 入場料を徴収しない場合 | 生徒等 | 一面二時間未満 | 六六〇円 | | |
| | | 一面半日 | 一、〇一〇円 | | |
| | | 一面一日 | 一、三四〇円 | | |
| | | 一面二時間未満 | 一、一三〇円 | | |

| | | | | |
|-------|-------------|-------|--------|--------|
| 庭球場 | 入場料を徴収する場合 | その他の者 | 一面半日 | 一、七六〇円 |
| | | | 一面一日 | 二、四六〇円 |
| | | 生徒等 | 一面半日 | 一、五八〇円 |
| | | | 一面一日 | 一、九一〇円 |
| | | その他の者 | 一面半日 | 二、四六〇円 |
| | | | 一面一日 | 二、五四〇円 |
| 水泳プール | 二十五メートルプール | | 午前 | 三、七六〇円 |
| | | | 午後 | 五、五五〇円 |
| | | | 夜間 | 一、九九〇円 |
| | | | 午前及び午後 | 七、五八〇円 |
| | 五十メートルプール | | 午前 | 五、五五〇円 |
| | | | 午後 | 九、三四〇円 |
| | | | 夜間 | 三、七六〇円 |
| | | | 午前及び午後 | 一、二四〇円 |
| | 飛込み用プール | | 午前 | 一、〇四〇円 |
| | | | 午後 | 一、一八〇円 |
| | | | 夜間 | 六八〇円 |
| | | | 午前及び午後 | 一、九九〇円 |
| 相撲場 | 入場料を徴収しない場合 | 生徒等 | 半日 | 七九〇円 |
| | | | 一日 | 一、五八〇円 |
| | | その他の者 | 半日 | 一、四一〇円 |
| | | | 一日 | 二、八三〇円 |
| | 入場料を徴収する場合 | 生徒等 | 半日 | 一、一八〇円 |
| | | | 一日 | 二、三六〇円 |

| | | | | |
|----------|------------------|----------|----------|---------|
| 体育ホール | スポーツに使用する場合 | 生徒等 | 半日 | 11,360円 |
| | | | 一日 | 41,130円 |
| | | | 午前 | 11,130円 |
| | | | 午後 | 11,700円 |
| | | | 夜間 | 3,490円 |
| | | 午前及び午後 | 3,840円 | |
| | | 午前から夜間まで | 7,340円 | |
| | | その他の者 | 午前 | 4,140円 |
| | | | 午後 | 5,670円 |
| | | | 夜間 | 7,130円 |
| | 午前及び午後 | | 8,050円 | |
| | 午前から夜間まで | | 15,180円 | |
| | スポーツ以外の用途に使用する場合 | 生徒等 | 午前 | 6,420円 |
| | | | 午後 | 8,120円 |
| | | | 夜間 | 10,510円 |
| | | | 午前及び午後 | 11,510円 |
| | | | 午前から夜間まで | 13,030円 |
| | | その他の者 | 午前 | 12,790円 |
| | | | 午後 | 17,060円 |
| | | | 夜間 | 12,680円 |
| 午前及び午後 | | | 14,180円 | |
| 午前から夜間まで | | | 45,860円 | |
| | | | 午前 | 35,100円 |
| | | | 午後 | 43,010円 |

| | | | | | |
|----------|-------------|------------------|----------|----------|---------|
| 武道館 | スポーツに使用する場合 | 職業としてスポーツをする者 | 夜間 | 五七、三八〇円 | |
| | | | 午前及び午後 | 六一、六五〇円 | |
| | | | 午前から夜間まで | 一一九、〇三〇円 | |
| | | 生徒等 | 午前 | 二、四七〇円 | |
| | | | 午後 | 二、七〇〇円 | |
| | | | 夜間 | 四、〇六〇円 | |
| | | | 午前及び午後 | 四、四〇〇円 | |
| | | | 午前から夜間まで | 八、四六〇円 | |
| | | その他の者 | 午前 | 五、二〇〇円 | |
| | | | 午後 | 五、六七〇円 | |
| | | | 夜間 | 八、六五〇円 | |
| | | | 午前及び午後 | 八、九九〇円 | |
| | | | 午前から夜間まで | 一七、六五〇円 | |
| | | スポーツ以外の用途に使用する場合 | 生徒等 | 午前 | 一六、三七〇円 |
| | | | | 午後 | 二〇、五五〇円 |
| | 夜間 | | | 一七、三三〇円 | |
| | 午前及び午後 | | | 一九、五〇〇円 | |
| | 午前から夜間まで | | | 五六、八三〇円 | |
| | その他の者 | | 午前 | 三五、二〇〇円 | |
| | | | 午後 | 四三、〇二〇円 | |
| 夜間 | | | 五七、三八〇円 | | |
| 午前及び午後 | | | 六一、六五〇円 | | |
| 午前から夜間まで | | | 一一九、〇三〇円 | | |
| | | 午前 | 一、八九〇円 | | |

| | | | | | | |
|-----------|---------|------------------|-------------|---------------|----------|----------|
| 弓道場 | 生徒等 | | 午後 | | 二、二八〇円 | |
| | 生徒等 | | 夜間 | | 二、五五〇円 | |
| 弓道場 | その他の者 | | 午前及び午後 | | 三、一一〇円 | |
| | その他の者 | | 午前から夜間まで | | 五、六六〇円 | |
| 全面を使用する場合 | メインアリーナ | スポーツに使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 一〇八、六〇〇円 |
| | | | | 生徒等 | 半日 | 九、二五〇円 |
| | | | | | 一日 | 一四、〇一〇円 |
| | | | その他の者 | | 半日 | 一九、〇四〇円 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 職業としてスポーツをする者 | 半日 | 一八〇、一九〇円 |
| | | | | 生徒等 | 一日 | 二七三、二一〇円 |
| | | 半日 | | | 一五、三五〇円 | |
| | | スポーツ以外の用途に使用する場合 | 生徒等 | 半日 | 一三三、二七〇円 | |
| | | | | 一日 | 三二、六一〇円 | |
| | | | | その他の者 | 半日 | 四七、九二〇円 |
| | | | その他の者 | 半日 | 六四、〇五〇円 | |
| | | | | 一日 | 九七、〇六〇円 | |
| | 半日 | | | 一三二、八八〇円 | | |

| | | | | | | | |
|-----|------------------------------|--------------------------|-------------------|----------------------------|----------|------|--------|
| 体育館 | サブアリーナ | スポーツに使用する場 合 | 職業としてスポー ツをする者 | 一日 | 一九九、八三〇円 | | |
| | | | | 半日 | 三六、三三〇円 | | |
| | | | 生徒等 | 一日 | 五五、〇八〇円 | | |
| | | | | 半日 | 三、〇九〇円 | | |
| | | | その他の者 | 一日 | 四、六九〇円 | | |
| | | | | 半日 | 六、三五〇円 | | |
| | | スポーツ以外の用途に 使用する場 合 | 生徒等 | 一日 | 三二、四七〇円 | | |
| | | | | 半日 | 一一、四三〇円 | | |
| | | | その他の者 | 一日 | 六六、八五〇円 | | |
| | | | | 半日 | 四四、一一〇円 | | |
| | | | 一部を使用 する場 合 | バレーボールコートとして使用する 場 合 | 生徒等 | 一面半日 | 二、三三〇円 |
| | | | | | | 一面一日 | 三、四九〇円 |
| | その他の者 | 一面半日 | | | 四、七六〇円 | | |
| | | 一面一日 | | | 七、二一〇円 | | |
| | バスケットボールコートとして使用 する場 合 | 生徒等 | | 一面半日 | 三、〇八〇円 | | |
| | | | | 一面一日 | 四、六六〇円 | | |
| | | その他の者 | | 一面半日 | 六、三四〇円 | | |
| | | | | 一面一日 | 九、六一〇円 | | |
| | テニスコートとして使用する場 合 | 生徒等 | | 一面半日 | 三、〇八〇円 | | |
| | | | | 一面一日 | 四、六六〇円 | | |
| | | その他の者 | | 一面半日 | 六、三四〇円 | | |
| | | | | 一面一日 | 九、六一〇円 | | |
| | | | 生徒等 | 一面半日 | 四、六一〇円 | | |

| | | | | | |
|------|--------|------------------------|---------|------|---------|
| | | ハンドボールコートとして使用する 場合 | その他の者 | 一面一日 | 七、〇〇〇円 |
| | | | | 一面半日 | 九、五二〇円 |
| | | | | 一面一日 | 一四、四三〇円 |
| | | バドミントンコートとして使用する 場合 | 生徒等 | 一面半日 | 六五〇円 |
| | | | | 一面一日 | 九九〇円 |
| | | | その他の者 | 一面半日 | 一、三五〇円 |
| 一面一日 | 二、〇五〇円 | | | | |
| 集会所 | 生徒等 | 半日 | 四、九六〇円 | | |
| | | 一日 | 七、〇〇〇円 | | |
| | その他の者 | 半日 | 一〇、六五〇円 | | |
| | | 一日 | 一五、〇三〇円 | | |
| 詰所 | 生徒等 | 半日 | 六九〇円 | | |
| | | 一日 | 一、〇五〇円 | | |
| | その他の者 | 半日 | 一、三八〇円 | | |
| | | 一日 | 二、一〇〇円 | | |

別表第三のその二の表中体力相談室の項を削り、「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五六〇円」に改め、休憩室の項を削り、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八三〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「八、三六〇円」を「八、五九〇円」に、「二一、九五〇円」を「二二、二九〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九九〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「四、九四〇円」を「五、〇八〇円」に、「二七、〇一〇円」を「二七、四九〇円」に、「六、五二〇円」を「六、六九〇円」に、「二四、八七〇円」を「二五、二九〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「二二、〇八〇円」を「二二、四三〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」

に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表のその三の表中「四三、〇五〇円」を「四四、二八〇円」に、「二五、七八〇円」を「二六、一三〇円」に改め、同表備考中第十二項を第十三項とし、同備考第十一項中「七百十円」を「七百三十円」に、「千五百十円」を「千五百五十円」に改め、同項を同備考第十二項とし、同備考第十項の次に次の一項を加える。

11 詰所を陸上競技場と併せて使用する場合（陸上競技場を専用する場合に限る。）においては、詰所の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

別表第四中「二、〇〇〇円」を「二、三四〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可又は承認を受けている都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図るとともに、徳島県鳴門総合運動公園に詰所を新設することに伴い、関係規定について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十七号

都市計画法施行条例の一部改正について

都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「、平成十三年五月十七日から引き続き」を削り、「登記されている」を「登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である」に改め、「区域」の下に「。ただし、通路又は道路として使用される部分にあつては、この限りでない。」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

（法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）

第八条 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、第六条第一号に掲げる土地の区域内において行う次に掲げる開発行為で、規則で定める基準に適合するものとする。

- 一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業の施行により、市街化調整区域内に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、従前の建築物の所有者がこれに代わる建築物を建築する目的で行う開発行為
- 二 市街化区域内又は市街化調整区域内に居住する世帯を構成する者が別世帯を構成するための建築物を建築する目的で行う開発行為
- 三 大規模既存集落（半径二百五十メートルの範囲内に二百以上（当該範囲内に小学校、中学校、市役所若しくは町役場（支所及び出張所を含む。）、駅又は隣保館のいずれかが存する場合にあつては、百六十以上）の建築物が存する土地の区域をいう。）内において建築物を建築する目的で行う開発行為
- 四 知事が指定する道路に面する物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物を建築する目的で行う開発行為
- 五 特定活断層調査区域（徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）第五十五条第一項に規定する特定活断層調査区域をいう。以下この号において同じ。）内に存する建築物を特定活断層調査区域外へ移転するための建築物を建築する目的で行う開発

行為

(政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物)

第九条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 前条各号に規定する目的に係る建築物で、当該各号に規定する開発行爲の基準のうち建築物に係るものに適合するもの
- 二 相当期間適法に利用された後、やむを得ない事情により規則で定める用途の変更を行う建築物で、規則で定める基準に適合するもの

附則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第四号、第八条及び第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。

提案理由

防災・減災対策の促進及び地域経済の活性化並びに手続の迅速化を図るため、条例で定める開発許可等の立地基準を緩和する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十八号

いじめ防止対策推進法施行条例の制定について

いじめ防止対策推進法施行条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

いじめ防止対策推進法施行条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 徳島県いじめ問題等対策連絡協議会（第二条―第六条）
- 第三章 徳島県いじめ問題等対策審議会（第七条―第十四条）
- 第四章 徳島県いじめ問題調査委員会（第十五条―第二十一条）
- 第五章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 徳島県いじめ問題等対策連絡協議会

（設置）

第二条 法第十四条第一項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、徳島県いじめ問題等対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（組織）

第三条 連絡協議会は、徳島県教育委員会（第七号を除き、以下「教育委員会」という。）のほか、次に掲げる機関及び団体のうち、教育委員会の求めに応じて加入した機関及び団体をもって組織する。

- 一 徳島県中央こども女性相談センター
 - 二 前号に掲げる機関以外の知事の事務部局
 - 三 徳島県警察本部
 - 四 徳島地方法務局
 - 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長で組織する団体
 - 六 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の経営する中学校又は高等学校で組織する団体
 - 七 市町村の教育委員会の教育長で組織する団体
- 2 前項各号に掲げる機関及び団体のほか、連絡協議会における協議により必要と認め、その求めに応じた機関及び団体を連絡協議会に加えることができる。
（会議）

第四条 第二条に規定する連携を図るための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により連絡協議会を組織する機関の長又はその指名する者
 - 二 前条第一項又は第二項の規定により連絡協議会を組織する団体の代表者又はその指名する者
- 2 会議に、議長及び副議長を置く。
 - 3 議長は、会議において定める者をもって充て、副議長は、議長が会議に諮って指名する者をもって充てる。
 - 4 議長は、会議を主宰し、連絡協議会を代表する。
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （庶務）

第五条 連絡協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

（雑則）

第六条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

第三章 徳島県いじめ問題等対策審議会

（設置）

第七条 法第十四条第三項の規定に基づき教育委員会の附属機関として、徳島県いじめ問題等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第八条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- 一 法第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策
- 二 徳島県立学校における法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係
- 三 児童及び生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における課題

(組織)

第九条 対策審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 対策審議会に、調査審議のため特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第十条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学識経験のある者
 - 二 児童及び生徒の保護者
 - 三 関係行政機関の職員
 - 四 公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考した者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 5 臨時委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 6 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第十一条 対策審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 対策審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 対策審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 対策審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第十三条 対策審議会は、教育委員会規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員又は臨時委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 対策審議会は、教育委員会規則で定めるところにより、部会の決議をもって対策審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第十四条 この章に定めるもののほか、対策審議会の運営に関し必要な事項は、会長が対策審議会に諮って定める。

第四章 徳島県いじめ問題調査委員会

(設置)

第十五条 法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する知事の附属機関として、徳島県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 調査委員会は、知事の諮問に応じ、法第三十条第二項又は第三十一条第二項の規定により、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について、調査審議するものとする。

(組織)

第十七条 調査委員会は、委員五人以内で組織する。

- 2 調査委員会に、調査審議のため時に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第十八条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第十九条 調査委員会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十条 調査委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 調査委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第二十一条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調査委員会に諮って定める。

第五章 雑則

(調査結果の通知)

第二十二条 知事は、法第三十条第二項の規定による調査を行ったときは、その結果を教育委員会に通知するものとする。

(調査結果に係る意見)

第二十三条 知事は、法第三十条第二項の規定による調査の結果を踏まえ、教育委員会に対し、必要な措置について意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

いじめ防止対策推進法が制定されたことに鑑み、同法に基づくいじめ問題対策連絡協議会及び附属機関等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、こ

の条例案を提出する理由である。

第五十九号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

高等学校の在学者は、次の授業料又は受講料を納付しなければならない。ただし、定時制の課程の在学者で通信制の課程を併修する者にあつては、その者が定時制の課程在学中に履修する科目に係る受講料は、納付することを要しない。

第三条第二項第一号中「千七百五十円」を「千七百四十円」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「千七百五十円」を「千七百四十円」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第一項中「毎月十日（四月及び一月については、十五日とする。）」を「毎月末日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を申請した者に係る授業料又は受講料については、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより納付しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項に規定する者に係るこの条例の施行の日以後の徳島県立学校（特別支援学校及び中学校を除く。）の授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第三条第一項第二号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」とあるのは「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項の規

定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と、「法」とあるのは「旧法」と、同号イ中「法」とあるのは「旧法」とする。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、授業料の不徴収制度が廃止されたこと及び保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒に対し高等学校等就学支援金を支給することとされたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十号

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県高等学校修学等支援基金条例（平成二十一年徳島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

対象事業の一部が平成二十五年度で終了することに伴い、及び使途の厳格化に基づく国からの返還の要請があつたことに鑑み、徳島県高等学校修学等支援基金について国に返還する場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十一号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

第二条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一六〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「八、一八〇円」を「八、四一〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇九〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、二三〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九六〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七九〇円」に、「三、五一〇円」を「三、六一〇円」に改める。

(徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中「八、三二〇円」を「八、五四〇円」に、「二一、〇八〇円」を「二一、三九〇円」に、「八、五八〇円」を「八、八二〇円」に、「四、

〇六〇円」を「四、一七〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四四〇円」に、「三、二一〇円」を「三、二九〇円」に、「四、三四〇円」を「四、四六〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五〇〇円」に、「二、九七〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二七〇円」に、「九八〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表のその二の表中「二、〇二〇円」を「二、〇四〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県文化の森総合公園文化施設又は徳島県立総合教育センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の五の項中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表の五十四の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表の五十五の二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同表の八十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の五十五の二の項の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改めるとともに、他の都道府県との均衡等を勘案し、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十三号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例及び徳島県駐車場事業管理条例の一部を改正する条例

(徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正)

第一条 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例(昭和四十二年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(徳島県駐車場事業管理条例の一部改正)

第二条 徳島県駐車場事業管理条例(昭和四十八年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同条第四項中「八百円」を「八百二十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水で、同日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十四号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第十条第二項第一号イ中「三千百五十円」を「三千二百四十円」に改め、同号ロ中「七百五十円」を「七百七十円」に改め、同項第三号中「二万円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号中「六千三百円」を「六千四百八十円」に改め、同項第六号及び第七号中「五千二百五十円」を「五千四百円」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同条第四項第三号中「五千円」を「五千四百円」に改める。

別表徳島県立三好病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 緩和ケア内科」に、「一〇床」を「八床」に、「四床」を「六床」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表徳島県立三好病院の項の改正規定は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、徳島県立三好病院の改築に伴い、当該病院の診療科目及び病床数について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 65 号

平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について

平成25年10月21日議決を経た広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 事業の名称 | 負担市町 | 事業内容 | 事業費 | 負担金 | 事業費に対する負担金の割合 | 付 記 |
|-----------|------|----------|------------------|-----------------|---------------|---|
| 広域漁港整備事業等 | 牟岐町 | 広域漁港整備事業 | 円 170,000,000 | 円 20,400,000 | % 12 | 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。 |

提案理由

平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 66 号

平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金の追加について

平成25年10月21日議決を経た県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 事業の名称 | 負担市町 | 事業内容 | 事業費 | 負担金 | 事業費に対する負担金の割合 | 付 記 |
|----------|------|---------|------------------------|----------------------|---------------|---|
| 県単独砂防事業等 | 鳴門市 | 県単独砂防事業 | 3,400,000 ^円 | 170,000 ^円 | 5/100 | 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。 |
| | 小松島市 | 県単独砂防事業 | 4,000,000 | 1,000,000 | 25/100 | |
| | 美馬市 | 県単独砂防事業 | 8,825,000 | 2,206,250 | 25/100 | |
| | 上勝町 | 県単独砂防事業 | 6,000,000 | 1,500,000 | 25/100 | |

提案理由

平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 67 号

平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金の追加について

平成25年10月21日議決を経た県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 事業の名称 | 負担市町村 | 事業内容 | 事業費 | 負担金 | 事業費に対する負担金の割合 | 付 記 |
|---------|-------|----------|------------------------|----------------------|---------------|---|
| 県単独道路事業 | 牟岐町 | 道路局部改良事業 | 5,000,000 ^円 | 750,000 ^円 | 15% | 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。 |
| | 松茂町 | 道路局部改良事業 | 5,000,000 | 750,000 | 15 | |

提案理由

平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 68 号

徳島県県営住宅集約化P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について

平成25年3月14日議決を経た徳島県県営住宅集約化P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約を次のとおり締結する。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定事業契約書中「4 契約金額 県営住宅整備等事業に係る対価 5,546,837,000円」を「4 契約金額 県営住宅整備等事業に係る対価 5,726,337,570円に金利変動を基に算定した増減額及び物価変動を基に算定した増減額等を加算した額」に改める。

提案理由

特定事業契約の契約金額の変更に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 69 号

不動産の処分について

四国横断自動車道（小松島～徳島東）工事の用地として、次の県有地を売払いする。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 売 払 い す る 県 有 地

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 地 積 |
|-----------|----------|-----|------------------------------------|
| 徳島市東沖洲二丁目 | 68番2ほか1筆 | 雑種地 | 25,115.14 ^{m²} |

2 売 払 予 定 価 格 1,064,881,936円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島県徳島市上吉野町3丁目35番地

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局徳島河川国道事務所長 竹 島 睦

提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 70 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 相 手 方 | | 権 利 の 内 容 | 放 棄 の 理 由 |
|-------|-----|--------------------------|-----------|
| 住 所 | 氏 名 | | |
| | | 徳島県営住宅の家賃377,700円に係る債権 | 回収不能のため |
| | | 徳島県営住宅の家賃1,201,300円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃346,200円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃112,900円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃487,600円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃15,900円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃4,900円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃6,500円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃834,000円に係る債権 | 同 上 |

| | | | | |
|--|--|--------------------------|---|---|
| | | 徳島県営住宅の家賃156,216円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃781,400円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃4,333円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃359,300円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃438,700円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃1,397,400円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃6,000円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃1,265,420円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県営住宅の家賃84,500円に係る債権 | 同 | 上 |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 71 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 相 手 方 | | 権 利 の 内 容 | 放 棄 の 理 由 |
|-------|-----|------------------------------------|-----------|
| 住 所 | 氏 名 | | |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用62,140円に係る債権 | 回収不能のため |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用65,270円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用859,630円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用86,792円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,614円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用43,365円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用146,153円に係る債権 | 同 上 |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 72 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 平成26年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,342,857円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市南常三島町1丁目4番地1 山 本 啓 司 (弁 護 士) |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 73 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号に次のように加える。

キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

第4条第1項第4号に次のように加える。

オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務

カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

第4条第1項第6号イ中「管理」の右に「その他の生物多様性の保全」を加え、同号に次のように加える。

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

別表事業費の部第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費の項中「カまで」を「キまで」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 74 号

訴えの提起について

損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償請求

| 相 手 方 | 請 求 の 趣 旨 |
|-------|--|
| | (1) 金1,843,463円及びこれに対する平成25年5月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求めらる。 |

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

| 住 所 | 氏 名 | 県営住宅 団 地 名 | 入居許可年月日 | 請求の趣旨 | 請 求 の 原 因 | | 専決処分年月日 |
|-----|-----|---------------|-----------|--|--------------------|---|------------|
| | | | | | 滞 納 金 額 | 滞 納 期 間 | |
| | | 名東(東) | 平成21年8月1日 | 家屋，駐車 場明け渡し 及び家賃， 損害金の支 払い | 円 1,154,700 | 平成22年9月1日から 平成24年2月29日まで 平成24年4月1日から 平成25年12月31日まで | 平成26年1月23日 |
| | | | | 連帯保証に よる家賃及 び損害金の 支払い | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-----------|--------------------|---------|-------------------------------|---|---|
| | | | 中常三島町 | 平成12年7月1日 | 家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い | 382,000 | 平成17年8月1日から 平成17年8月31日まで | 同 | 上 |
| | | | | | | | 平成17年10月1日から 平成19年3月31日まで | | |
| | | | | | | 662,000 | 平成19年8月1日から 平成19年9月30日まで | 同 | 上 |
| | | | | | 連帯保証による家賃及び損害金の支払い | | 平成19年11月1日から 平成19年12月31日まで | | |
| | | | | | | | 平成20年8月1日から 平成20年10月31日まで | | |
| | | | | | | | 平成20年12月1日から 平成20年12月31日まで | | |
| | | | 北 島 | 平成17年4月1日 | 家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い | 662,000 | 平成21年5月1日から 平成21年5月31日まで | 同 | 上 |
| | | | | | | | 平成21年9月1日から 平成21年10月31日まで | | |
| | | | | | 連帯保証による家賃及び損害金の支払い | | 平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで | | |
| | | | | | | | 平成22年5月1日から 平成23年3月31日まで | | |
| | | | | | | 662,000 | 平成23年8月1日から 平成23年12月31日まで | 同 | 上 |
| | | | | | | | 平成24年3月1日から 平成24年3月31日まで | | |
| | | | | | 家屋明け渡し及び損害金の支払い | | 平成24年12月1日から 平成25年12月31日まで | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|-------------|----------|--------------------------------|---------|------------------------------|---|---|
| | | 津 田 四 丁目 | 平成5年8月1日 | 家屋明け渡 し及び家 賃、損害金 の支払い | 751,500 | 平成22年9月1日から 平成23年9月30日まで | 同 | 上 |
| | | | | 連帯保証に よる家賃及 び損害金の 支払い | | 平成23年12月1日から 平成24年1月31日まで | | |
| | | | | 家屋明け渡 し及び損害 金の支払い | | 平成24年4月1日から 平成24年4月30日まで | | |
| | | | | | | 平成24年7月1日から 平成24年11月30日まで | | |
| | | | | | | 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | | |

報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

| 和解の相手方 | 賠償金額 | 事故発生日 | 事故発生場所 | 専決処分年月日 |
|-----------|-------------|------------|--------|------------|
| 徳島市所在 1法人 | 円 44,100 | 平成25年9月19日 | 徳島市地内 | 平成26年1月31日 |

報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

| 和解の相手方 | 賠償金額 | 事故発生日 | 事故発生場所 | 専決処分年月日 |
|-------------|--------------|-------------|--------------------------|-----------|
| 兵庫県小野市在住 1名 | 円 223,000 | 平成24年12月12日 | 徳島市地内 (県道徳島上那賀線) | 平成26年1月7日 |
| 美馬市在住 1名 | 207,000 | 平成25年7月28日 | 美馬市地内 (県道端山調子野線) | 平成26年1月7日 |
| 阿南市在住 1名 | 125,000 | 平成25年9月4日 | 阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線) | 平成26年1月7日 |
| 徳島市在住 1名 | 117,000 | 平成25年9月4日 | 板野郡松茂町地内 (県道徳島空港線) | 平成26年1月7日 |
| 板野郡北島町在住 1名 | 327,000 | 平成25年9月5日 | 板野郡松茂町地内 (県道徳島空港線) | 平成26年1月7日 |
| 海部郡海陽町在住 1名 | 82,000 | 平成25年9月16日 | 那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線) | 平成26年1月7日 |
| 徳島市在住 1名 | 4,000 | 平成25年9月16日 | 徳島市地内 (県道徳島環状線) | 平成26年1月7日 |

| | | | | |
|-------------|---------|-------------|----------------------|------------|
| 那賀郡那賀町在住 1名 | 32,000 | 平成25年9月29日 | 那賀郡那賀町地内 (国道195号) | 平成26年1月7日 |
| 美馬市在住 1名 | 36,000 | 平成25年10月6日 | 美馬市地内 (県道大谷脇町線) | 平成26年1月7日 |
| 那賀郡那賀町在住 1名 | 150,000 | 平成25年10月9日 | 那賀郡那賀町地内 (国道195号) | 平成26年1月7日 |
| 美馬市在住 1名 | 45,000 | 平成25年10月12日 | 美馬市地内 (県道端山調子野線) | 平成26年1月7日 |
| 阿南市在住 1名 | 100,000 | 平成25年10月22日 | 那賀郡那賀町地内 (国道195号) | 平成26年1月16日 |

